

地方独立行政法人福岡市立病院機構契約規程

平成22年4月1日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争に参加する者の資格)

第2条 契約責任者（会計規程第42条第1項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争に当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約責任者は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

3 法人が行う競争に参加できる者は、福岡市の競争入札有資格者名簿に登載されている者とする。

4 前項の規定にかかわらず、別に定める基準を満たしている者については、競争に参加させることができる。

5 福岡市により指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、競争に参加できない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事長の承認を受け競争に参加させることができる。

6 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前2項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争の公告)

第3条 一般競争の公告は、競争執行の日前10日（特別な理由があるときは5日）までに次の各号に掲げる事項を、福岡市公報への登載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災等その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の掲示板に掲示してこれらの方法に代えることができる。

- (1) 競争に参加する者に必要な資格
- (2) 競争に付する事項
- (3) 競争に必要な書類を示すべき場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事に係る公告は、前項の規定にかかわらず建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する見積期間をにおいてしなければならない。

(入札保証金の納付及び還付)

第4条 会計規程第44条第1項に規定する入札保証金の額は、競争に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とし、開札前までに納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約（会計規程第41条に規定する契約をいう。以下同じ。）及び単価契約（財産の貸付契約において年又は月を単位とする貸付料を定める契約を含む。以下同じ。）を締結する場合においては、入札保証金の額は、そのつど理事長が定める。
- 3 会計規程第44条第2項に規定する担保は、契約責任者が確実と認める金融機関の保証とする。
- 4 入札保証金は、開札が終わったとき、又は入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- 5 入札保証金は、入札を延期し、又は停止したときは還付することがある。
- 6 落札者が納付した入札保証金は、第3項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(入札保証金の免除)

第5条 契約責任者は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人及び他の地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に

履行した者についてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していると判断されるとき。

(談合等による損害の賠償)

第6条 契約責任者は、入札の参加者が当該入札に関し次のいずれかに該当する場合で、当該入札に係る契約締結後に法人に損害が生じたときは、当該参加者から契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、法人が当該超える額の支払を請求するときは、当該超える額を加えた額）を損害賠償金として徴収する。

(1) 参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は参加者がその構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該参加者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が参加者又は参加者がその構成事業者である事業者団体（以下「参加者等」という。）に対して行われたときは、参加者等に対する命令で確定したものをいい、参加者等以外の者に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、参加者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該参加者等が法人と締結した契約に係る入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が参加者に対し前号に規定する納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 参加者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(一般競争における予定価格)

第7条 契約責任者は、一般競争に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格（第11条の規定により最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格を含む。）を封書にして、開札の際、これを開札の場所におかなければならない。ただし、入札及び契約の手續の透明性の向

上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

- 2 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。

(一般競争の開札及び再度入札)

第8条 一般競争の開札は、第3条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第11条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争のくじによる交渉順位の設定)

第9条 契約責任者は、会計規程第42条の規定により交渉権者となるべき同価の申し込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて交渉順位を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(低入札価格調査基準価格による交渉権者の決定)

第10条 契約責任者は、会計規程第42条第1項ただし書の規定により交渉権者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を第一交渉権者とし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格を設けるものとする。

(最低制限価格による交渉権者の決定)

第11条 契約責任者は、一般競争により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を第一交渉権者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格

以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を第一交渉権者とすることができる。

(総合評価制度による交渉権者の決定)

第12条 契約責任者は、一般競争により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第42条第1項及び前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を第一交渉権者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、第一交渉権者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を第一交渉権者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を持って申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を第一交渉権者とすることができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により第一交渉権者を決定する一般競争（以下「総合評価による一般競争」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価による一般競争に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「交渉権者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 契約責任者は、交渉権者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 契約責任者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該交渉権者決定基準に基づいて第一交渉権者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該第一交渉権者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 総合評価による一般競争を行おうとする場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項のほか、総合評価による一般競争の方法による旨及び当該総合評価による一般競争に係る交渉権者決定基準についても、公告をしなければならない。

7 第2項の規定により第一交渉権者を決定しようとする場合は、第10条の規定を準用する。

(指名競争による契約)

第13条 会計規程第39条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争に適し

ないものをするとき。

- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(指名競争に参加する者の資格)

第14条 第2条の規定は、指名競争に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争に参加する者の指名等)

第15条 契約責任者は、指名競争により契約を締結しようとするときは、当該競争に参加することができる資格を有する者のうちから、当該競争に参加させようとする者を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、契約責任者は、第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該競争に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間をおいて通知しなければならない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により、競争に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、3人以上を指名しなければならない。
- 4 契約責任者は、次条において準用する第12条の規定により交渉権者を決定する指名競争（以下「総合評価による指名競争」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価による指名競争の方法による旨及び当該総合評価による指名競争に係る交渉権者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争にかかる入札保証金等)

第16条 第4条から第12条までの規定は、指名競争を行う場合に準用する。

(随意契約)

第17条 会計規程第39条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。
 - ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 250万円
 - イ 財産の買入れ 160万円
 - ウ 物件の借入れ 80万円
 - エ 財産の売払い 50万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ，法人が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争に適しないものをするとき。
 - (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。），同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。），同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護，同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約，障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設，小規模作業所，高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。
 - (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより福岡市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を，次条に定める手続により，買い入れる契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
 - (6) 競争に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争に付して入札者がいないとき，又は再度入札に付して交渉権者がいないとき。
 - (9) 交渉権者が契約を締結しないとき。
 - (10) 効率的，効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は，契約保証金及び履行期限を除くほか，最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は，落札金額の制限内でこれを行うものとし，かつ，履行期限を除くほか，最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては，予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り，当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(随意契約の手続)

第18条 前条第1項第3号及び第4号の手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) あらかじめ契約の内容、契約の相手方の決定方法、選考基準及び申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を公表すること。

(見積書の徴取及び省略)

第19条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 予定価格が10万円以下であるとき。ただし、医療物品の購入であって、理事長が別に定めるものについては、予定価格50万円以下のとき。
- (3) 契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるとき。
- (4) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものとき。
- (5) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
- (6) 緊急の必要から他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- (7) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして理事長が別に定める場合のとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 会場使用料及び食糧費で、契約責任者が見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (2) 契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約。
- (3) 定期刊行物（新聞、雑誌等）、その他のもので相手方によって価格差のないものを購入するとき。
- (4) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約。
- (5) 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で、複数の相手方と同一内容の契約をしようとするとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約。
- (7) 会計規程第24条第1項の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約。
- (8) その他契約責任者が見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

(せり売り)

第20条 会計規程第39条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

2 第3条第1項、第4条から第7条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第21条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は納付の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第22条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争、指名競争又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を購入する場合において、即納されるとき。
- (5) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (7) あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金の納付)

第23条 会計規程第45条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、契約の締結までに納付させなければならない。ただし、第24条の規定により契約保証金の全部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者が契約の締結までに前項本文に規定する契約保証金を納付しないときは、その者は契約を締結しないものとみなす。
- 3 第4条第3項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

- 4 会計規程第 45 条第 1 項に規定する担保は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証とする。

(契約保証金の免除)

第 24 条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、法人と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 一般競争及び指名競争に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に法人、国、地方公共団体又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人若しくはこれと同等と認められる団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 契約金額が 300 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと契約責任者が認めるとき。

(契約の締結)

第 24 条の 2 落札者の決定通知又は随意契約の相手方に決定する旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して 6 日以内に法人と契約を締結しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する期間の計算に当たっては、休日（福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。）は、算入しないものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 24 条の 3 第 6 条及び第 23 条の規定は、随意契約により契約を締結する場合にこれを準用する。この場合において、第 6 条中「入札」とあるのは「見積合わせ」と、第 23 条中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と読み替えるものとする。

(監督)

第 25 条 会計規程第 49 条第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

- 2 契約責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特

に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第26条 会計規程第49条第1項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、次に掲げる検査に関する事務は、納入先の契約責任者又はその指定する職員が行うものとする。

- (1) 単価契約をしたもの
- (2) 印刷物
- (3) その他納入先で検査を行うことが適当であると契約責任者が認めるもの

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要経費は、当該契約の相手方の負担とする。
- 4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、契約相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

第27条 検査職員は、会計規程第49条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。

- 2 前項の規定は、会計規程第49条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

第28条 契約責任者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

- 2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額)につき年5%の割合で計算した額とする。

- 3 前2項の規定により計算した違約金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 前項の違約金の額が100円未満であるときは、違約金は、徴収しない。
- 5 違約金は、保証金及び契約代金をもつて充当することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(契約に関する経過措置)

- 2 この規程の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、当初の条件を準用又は引き継ぐことができる。

附 則 (平成30年3月28日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月24日改正)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。